

「自由の基礎法」

1. 国民投票前夜

わたしたちは今、憲法改悪のための国民投票前夜の時代を生きています。危機感をもってほしいと思うので、やはり今すぐにも国民投票が行われうるということを、わたしとしては強調します。こう語る理由を以下に申し上げます。

(1) 国政選挙

第一に直近の国政選挙の結果です。2012年12月の衆議院総選挙では、自民・維新の二党で3分の2以上の議席を取りました。96条・9条改憲に慎重な公明党無しでも改憲されるならば、その内容は相当に右傾化するものになるであろうと警戒されました。2013年7月の参議院半数改選選挙では、自民・維新・みんな（96条改憲賛成）を合わせて3分の2が取れるかが、改憲議論にとっての争点でした。結果は、三党では及びませんでした。しかし、公明党を加えると162議席ちょうど3分の2となりました。つまり公明党が賛成できる改憲原案は発議可能であるということです。具体的には、新しい人権（知る権利、プライバシー権、環境権）や、自衛隊の明記（9条3項の新設）などの加憲が発議される可能性が高いでしょう。

(2) 憲法審査会

2012年春から衆議院も参議院も憲法審査会が凄まじい速度で審議を行なっています。自民党が改憲草案を発表してから（2012年4月28日）、結局それを軸に各党が憲法各条章についての意見を述べ、衆院では既に全条文の検討を終えています。参院は、東日本震災について（国家緊急権限）、二院制について、新しい人権についてなど審議しました。憲法審査会は国会閉会中にも行える委員会です（それも問題です）。そして8月7日に衆院憲法審査会は開かれ閉会中の審査について打ち合わせています。打ち合わせ内容についてウェブサイト上公開されていませんが、おそらく維新の会提案の「改憲手続法の修正案」が10月の臨時国会に上程され、国民投票がいつでも行えるようになるという運びです（大手報道も）。日本国憲法改正の手続に関する法律（俗称「国民投票法」）は、18もの附帯決議が付された欠陥法でした。その中の「三つの宿題」を形式的に片付けた妥協案が衆議院の憲法審査会で維新の会から提案されたのです。維新は完全に自民党の補完勢力となっています。

とにかく一回憲法改「正」の国民投票（96条）を実施したいというのが安倍政権の本音です。一回行って免疫をつければ、後は前例にならってどんな改憲案でも発議していくでしょう。昨今の改憲潮流の大きな特徴は、どこからでも改憲しようという波です。9条だけ

ではありません。1条・20条だけでもありません。96条という手続論からも攻めてきます。国家緊急権限という明治憲法以来の議論も震災のどさくさに紛れ込ませてきます。地方分権・一院制・首相公選制など、一見中立的な話題からも攻めてきます。わたしは「モロ出し改憲」とあだ名をつけています。こちらも全体的な知識と、なんでもやってやろうという対抗運動がなければこの改憲潮流を止めることはできません。

### (3) 自由民主党改憲草案 2012

わたしが現在の改憲について、「憲法改正ではなく改悪」「改憲ではなく壊憲」と断ずることができる理由は自民党憲法改正草案について知っているからです。わたしだけでなく誰でも知り得ます。ウェブサイトでは現行憲法との対照表がダウンロードできます。自民党のページから入ってください。

連盟の憲法アクションニュースレター号外で報じている通り、自民党改憲草案は憲法の三大原則に反します。その意味で現憲法と一体をなすものとしての改正とは到底言えません(96条2項違反)。また、近代憲法という枠組みを無視するものです。近代憲法には「国家に人権を守らせるための法」という特徴があります(立憲主義)。それに反する改憲草案は、人権というものに普遍的な価値を置こうとして努力してきた、人類の歴史の良質な部分を否定しているのです。ごく大まかに四つの問題があります。

- ① 第一に立憲主義に立っていません。「国民に憲法尊重義務」を押し付けます。国旗国歌尊重義務、性差別に基づく家族尊重義務が書き込まれています。
- ② 第二に、「個人より国家」という基調なので(①)、人権を制約してもよい場面が憲法に明記されています。現憲法で絶対不可侵とされていた人権が、国家の任意によって保障されたりされなかったりします。国家緊急権限(戦争・戒厳令)の明記は、明治憲法への先祖返りです。内心の自由に踏み込むことの禁止・奴隷的拘束の禁止・拷問の禁止・検閲の禁止など絶対的禁止事項が弱められています。その一方で政教分離原則が緩められています。
- ③ 第三に、平和主義が完全に覆され国防軍が明記されています。戦争は国家緊急権限を握る内閣総理大臣の権限で開始できます。軍事裁判所が新設され公開の裁判を受ける権利が弱められています。
- ④ 第四に、天皇が元首とされ憲法遵守義務から除外され、内閣の助言と承認なしに国事行為が可能となっています。このことは国民主権・平等原則と矛盾をきたしています。

ちなみに改憲草案の19条の2に、「プライバシー権」が付加されました。このような加憲は公明党も主張しているところです。

### (4) 政権中枢からの声

自民党総裁・首相の安倍晋三は、9条改憲論者・核武装論者・集団的自衛権による日米軍

一体論者です。96条改憲を持ち出して、今は少し引っ込めています。最近は「国民投票は確実に勝てる内容でやれば良い」と漏らしています。96条改憲反対運動の成果もあるので、違うかたちの国民投票を狙っていると読みます。

自民党幹事長の石破茂は、「徴兵制賛成。徴兵に応じない者はその国の極刑で望むべき、そのために9条改憲、軍事裁判所を新設すべき」「原発推進、核武装のため」と言いました。うまい役割分担で彼は安倍の本音を政策として堂々と述べているのです。改憲草案の説明として、本音そのまま出ています。また、公明党に配慮して、「国防軍の名前にはこだわらない。自衛軍でもなんでもよい」とも発言しています。

副総理・財務相・金融相の麻生太郎も本音を言います。「小型の核兵器は持つべき」「靖国は静かに参拝すべきだし、憲法は、ある日いつの間にか変わっているというのが良い。ナチスの手口を見習ったらどうかね」と言い放ちました。この傲慢な態度は58年間自民党が結党以来持ち続けているものです。選挙の日に眠っておいて欲しいと言った総理大臣もかつていました。うかうかしていたら本当に知らないあいだに改憲しかねない人々を国の代表に選んでいるというのが現状です。

公明党幹部は、「新しい人権ぐらいで改憲案を出してくれれば賛成しやすいのに」と言っている、と報じられています。山口那津男代表は弁護士出身で、96条・9条改憲には慎重ですが、加憲ならば反対しにくくなるでしょう。

以上のことがらを総合して考えると、なるべく目立たないかたちの改憲原案が四党合意のもとでつくられ、衆参両院で発議され、安倍政権のうちに一回は少なくとも憲法改「正」の国民投票が実施されると考えます。もしそうならば、改憲原案の内容は加憲です。プライバシー権か自衛隊の存在を明記したものになると予測します。今年の10月以降いつでもありうる話です。その一方で9条解釈改憲はずんずん進めるのでしょう。

## 2. 自由の基礎法

ではどうすればこの改憲潮流を止めることができるのでしょうか。短期的にはなんでもできることはやっていくことです。反改憲運動のアイデアを出し合うこと、実践することが必要です。もう一つ長期的には、58年間かけて作られたこの状況を巻き戻すしかないと思います。半世紀がかりの作業を今すぐ始めることが必要です。憲法についての基礎を全員が学び身につけるといふこと、そのたぐいの教育・共育をしていくのです。「ケンポウってなあに」といふことです。闘いつつ学び、学びつつ闘うことが必要です。

### (1) 立憲主義

憲法は「自由の基礎法」と呼ばれます。言い換えると、「人権を守るための法」です。特に国家は個人の人権を抑圧しやすいので、「国家権力に個人の人権を守らせるための道具」を憲法と言います。憲法を守る義務は主権者・国民にはありません。国家権力を主権者によって委託された者・公務員に憲法を守る義務があるのです。このことを立憲主義と言い

ます。

憲法は他の法律と違います。ただの最高法規というだけではありません。矢印の向きが違います。他の法律は権力が主権者を縛るものです。憲法は主権者が権力を縛る道具です。国家が力を濫用して、たとえば表現の自由を制約して不当逮捕をしたときに、警察官に対して憲法 21 条違反と言って良いのです。憲法はそのための法です。自由の基礎法です。

## (2) 人権

人権というものに普遍的な価値があること、そして国家というものは個人の人権を制約したがるものであること、この二つを大前提に認めることがとても大切です。わたしの子どもたちの教科書を読むと、「自由の基礎法」「人権」「権力分立」など近代憲法の歴史について、非常によくまとまって書いてあります。このとおり学べば、政治に無関心になるはずはないだろうとも思うのですが、現実とは違います。

コスタリカの子どもたちは 5 歳の子どもでも人権という考え方を知っているそうです。自分が自由に公園で遊ぶ自由を権利として持っていることを知っているのだそうです。かけがえのない存在であること、自由を生まれながらにして無条件で与えられていること、誰からもその尊厳は侵されないということを知っているのだそうです。

この点でわたしたちが問われています。しばしば「いじめ」などという単語でごまかされていないでしょうか。なぜ人権侵害と言えないのでしょうか。そして人権侵害は絶対にだめと言い抜かないのでしょうか。「暗い夜道は女性ひとりで歩かないように」という言い方の問題性に気づくことができますか。性暴力の被害女性に「あなたもあんなところを歩いたから悪いのだ」という二次被害を生む土壌だから問題です。そうではなく、「男性は暗い夜道ならば女性を強姦して良い」と考える性差別に基づく人権侵害が本当の課題です。殺人加害の被疑者にも人権があります。被害者感情なるもの（世間が煽られやすいもの）と天秤にかけてはいけません。それは国家が冤罪によって殺人を起こさないためです。ちなみに憲法は極めて細かく刑事裁判についての手続を定めています（31-40 条）。これは明治憲法下の反省から生まれたものです。非国民は死んでも良いという煽られ方によって多くの政治犯・思想犯・宗教的少数者が獄死していったのです。

人権というのは感情ではないのです。「人権とは自分と無関係な人にも生きる権利があると感じる感性だ」と言った人がいます。わたしは少し違うと思います。人権という考えは、感性の問題ではありません。感性などと言うと、多数の者の感情によって「あの人には人権を認めなくて良い」という法律もできかねません。憐れみがあればいじめがなくなるわけではありません。人権とは技術です。どんなに少数でも、個人というたった一人の人であっても絶対的に守られる部分があると知る技術です。好き嫌いといった相性の違いや関係の有無とは関係ありません。このことを大人も子どもも身につけていくことが大切です。

立憲主義は多数決原理を採りません。民主主義ならば多数決です。多数の人が選んだ国会議員の多数によって作られる法律に一種の権威を与えているわけです（選挙制度の問題

には今日は触れません)。多数の人でも侵せないものがあると考え、それは個人の自由だ・人権だと考える、そして憲法によってそれを国家に守らせる、これが立憲主義です。そして人権侵害・憲法違反の法律は作らせないので (81 条)。そのために憲法は最高法規とされています (98 条)。だからこそ 3 分の 2 以上の発議と国民投票による過半数という厳しい条件が憲法にのみ課されています。これら全体を立憲民主主義と言います。立憲民主主義の考え方、人権こそ第一ということを普及させることが必要です。

人権・自由には三種類あります。国家からの自由 (内心／信教の自由など)・国家への自由 (表現の自由・参政権)・国家による自由 (社会権) です。憲法第三章 (10-40 条) は人権保障であり憲法のコアです。「個人の人権ばかりが憲法に書いてあるからわがままな人が増えた」という俗説は、間違えだらけです。しかし俗受けします。だからわたしたちはきちんと反論しなくてはなりません。個人の人権のための法が憲法だ、そして「与えられたままのいのちを生きる」幸福をすべての人は求めることができるのです (13 条)。

### (3) 人権保障のための統治機構

日本の憲法が三権分立を建前としています。立法・行政・司法の三つの国家権力が相互に牽制できるように工夫しています。たとえば国務大臣の国会出席義務も厳しく定めています (63 条)。自民党改憲草案は裁判官の給与を減額する権限を内閣に与えているので、この点で問題です。また議院内閣制 (内閣の過半数が国会議員。国会の多数派による行政の長選任≠首相公選制) と二院制 (衆議院と参議院≠一院制) を採っています。そして明治憲法にはなかった地方自治 (住民自治・団体自治≠中央集権と戦争協力) について明記しています。さらに大学の自治 (23 条) や政教分離原則 (20 条・89 条) といった制度を保障して、国家の介入を許さない団体があったほうが良い、国家が利用してはいけない団体があるのだということを、憲法は明示しています。

このように憲法が統治機構をなるべく分散させようとしていることが分かります。「絶対的権力は絶対に腐敗する」からです。腐敗した権力の例をわたしたちは国家主義・政教一致した軍国主義、そして最近では「原子カムラ」から学んでいます (「政・官・財・学・報・曹」の悪の六角形)。そういった国では内に人権侵害があり、外に経済搾取と侵略があるものです。ここでも人権という技術が鍵です。

腐敗した権力は民主的手続きを軽視します。96 条改憲論にもそれが現れています。腐敗した権力は熟議を嫌います。わたしは「(安易に) 決められる政治」よりも「熟議を経て時間をかけて決める政治」の方が優れていると思います。マスコミ用語の「ねじれ」という言葉は問題ををはらんでいます。3 分の 2 の改憲要件は、与野党ともに合意できる改憲原案を想定しているからです。

統治機構改憲論はみんなの党と日本維新の会が主張するところですが、わたしたちはそれが個人の人権の保障に役立つかどうかで判断すべきです。

なおわたしは天皇制については憲法ではなく下位法で定めれば良いと考えています。国

民主権・平等原則と明らかに矛盾した内容を同じ憲法に記載する必要がないからです。この点については改憲論者です。

#### (4) 人権保障の究極のすがたとしての絶対的平和主義

平和憲法という言い方があります。それは前文や 9 条を指して言う、良い伝統です。その一方でなぜ平和が大切か、なぜ戦争放棄をすべきなのか根拠が言われなくてははいけません。その根拠は、平和的生存権という権利、平穏無事に過ごす自由がすべての個人にあるという人権の問題です。国家による人権侵害を止めさせること、人権保障の究極のすがたが戦争放棄です。

戦争は最大の人権侵害です。そもそも軍隊は内部の人権侵害を是認した組織です。そこでは国家による殺人の方法を学ぶのです。軍隊は時の国家権力・国家という制度を守るためのもので、住民を守るための組織ではありません。そしていざ戦闘となれば必ず軍隊以外の人々の方が多く殺されるのです。もちろん戦争を開始した責任者は安全な場所において殺される危険は少ないのですが。戦争をする側の内部には、差別や不平等があり、暴力の黙認があり、人権侵害があります。靖国神社のような推進装置を用いなければ、戦争という人権侵害を遂行し続けることは難しいでしょう。合祀によって天皇でさえ自分の戦死した息子に頭を下げる、それが被害者感情を「ありがたみ」に変化させるのです。

戦争行為そのものを違法とすることは優れています。個人が個人を殺す場合国籍の異なる人を殺しても当然に裁判の対象となります。国家による外国人の殺害ならば裁かれないというのは不公平です。さらに、自分は殺したくないし殺されたくないので徴兵を拒否するという人が（良心の自由）、国家によって同国人であれ殺され処刑される、その結果について国家は裁かれないというのも、さらなる不公平です（石破発言参照）。このような人権侵害をする国家を憲法で縛るべきでしょう。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とある通りです（前文）。

自衛隊の中でもやっと性暴力被害者が裁判を起こすようになってきました。まだまだ氷山の一角です。一方で米兵の暴力事件は後を断ちません。米軍機の墜落事故も後を断ちません。これは個人への人権侵害なのです。「国家のためならやむを得ない」という理屈に負けない人権という技術が必要です。

憲法 9 条は人類の叡智が生んだ文化遺産です。世界遺産登録をしようという運動があるのもうなずけます。これを国連憲章に明記するようになれば、すべての戦争は国際法上違法となります。そのためには、自衛隊と在日米軍とプルトニウム保持が憲法違反であることをはっきりと認めるべきです。わたしは今までの政府の 9 条の解釈にも反対です。自衛隊・米軍・プルトニウムは「戦力」なので違憲です。自衛隊・米軍・核兵器が抑止力になるという理屈は、「武力による威嚇」なので違憲です。裁判所は判断を回避し続け、主権者の投票行為に基づく政治部門の政策判断に任せています。自衛隊の憲法上の明文化が焦点となっている今、もっとも分かりやすい「武力による威嚇・武力行使・戦力保持・交戦権

（自衛権含む）保持」は憲法違反であると主張する主権者の声が必要です。

違憲判断に基づいて自衛隊の武装解除をし、災害救援隊に改組すれば良いでしょう。そして世界中に派遣するのです。違憲判断に基づいて、日米安全保障条約を廃棄します。一方的に通達するだけで自動的に一年後に無効となる条約です。そして日米地位協定も無効となります。それに基づいて沖縄をはじめとするすべての基地を撤去します。違憲判断に基づいて核発電を止め、廃炉作業と核のゴミ処理の問題に取り掛かります。核（原子力含む）の傘から完全に抜け出て、非核の傘を沖縄から広げ、隣国と友好条約を結び、EUの東北アジア版をつくっていき、非核化・武装解除を手伝っていくのです。

### 3. 聖書

#### （1） 国家を見張った預言者たち

キリスト者として憲法をどのように考えたら良いのでしょうか。国家権力への監視は旧約聖書の預言者たち・バプテスマのヨハネ・イエスによってなされてきた預言者の伝統であると考えます。立憲主義は聖書の伝統でもあります。

モーセ・アロン・ミリアムという預言者たちはエジプトという国家からの自由を果たしました。脱出の理由は信教の自由を得る・礼拝の自由を得るというものでした。また、あれの時代以来イスラエルは王を持たないで部族社会という水平の交わりを保ちました。預言者の伝統を組む人たちは、そのような分節社会を理想とし、国王を「現人神候補者」として危険視しました。士師の時代にも共通する意識です。主のみが王という考えです。

サムエルは王制をしぶしぶ認めましたが徴兵制について警告しています。エリヤは政教一致したバアル主義国家を批判しました。その一神教の伝統にホセア・エレミヤが続きます。またアモス・ミカ・イザヤは国内の人権侵害、社会的弱者への搾取抑圧を問題にして国家権力を批判しました。戦争難民であるミカは、剣を変えて鋤とするべきであると説きます。イザヤは合従連衡を批判し軍事同盟ではなく神にのみ信頼を寄せよと王に説教をします。

バプテスマのヨハネは領主ヘロデを真っ向から批判して獄死しました。イエスもユダヤ自治政府・ローマ帝国を批判しました。神殿貴族の搾取、御用学者である各派閥の律法学者の聖書解釈、ローマ帝国の剣による支配を批判しました。イエスは「自由の基礎法」を持っていました。「神への愛」「自ら隣人となる愛」です。これを守ろうとしない権力者にイエスは抵抗し十字架で冤罪による処刑を被ったのです。

イエスは「アーメン、わたしは言う」というようにはっきりと主語を立てて自己主張しています。これは預言者の振る舞い・主権者の振る舞いです。だから権力に嫌われる言い方です。キリストに従うときにわたしたちにもこのような言い方ができるようになります。

#### （2） まことの神の子・まことの人の子

すべての人は生まれながらにして神の似姿です。神が無条件に世界を愛しているという

ことでもあります。この聖書の教えは、「天賦人権説」という人権思想の出発点となっています。この意味ですべての人は生まれながらにして神の子らです。ルカ 3 章のイエスの系図も、「そして神に至る」とあります。すべての人が神の子らであるということでしょう。もちろん謙虚さとして、自分が土くれに過ぎない・「人の子」に過ぎないとは言えます。しかし、他人を指して「神の子ではない」「アブラハムの息子・娘ではない」などと言うのは人権侵害です。

イエスは神の子でありながら、「人の子は」という一人称を用いました。これは人類という意味ですが、特にイエスの場合は自分を虐げられていた人・貶められていた人と同じ高さに置くという意味を持っていました。そして、「今日救いがこの家に来た、この人もアブラハムの息子・娘、神の子らなのだから」と救いを宣言しました。神の無条件の愛が、地上では及んでいない場合があります。神の子はそこに足を向け、触れてはいけないとされた人に触れ、あるいは触れられ、共に食事をしました。

死刑囚となることは最も貶められる死を遂げることであり、人の子らへの究極の連帯です。だからこの死は一回きりの高価な犠牲なのです。わたしたちは全世界分の代価をあの十字架で支払われ贖われて復活の永遠のいのちを生きることができるようになりました。罪の奴隷が自由民として買い戻されました。だから、誰かを犠牲にする生き方をやめなくてはならないのです。すべての人の人権を守る生き方へと、つまり、永遠のいのちを輝かせて生きる生き方へと悔い改める必要があるのです。

### (3) 三位一体と神の国運動と教会

三位一体という教理は実践的な意味を持っています。それは愛の交わりの模範例です。神自らが内部に水平・対等・仕え合い尊重し合う関係を持っているという教えだからです。「神の独り子が神の懐にいる」という言葉は食卓の時に寝そべり寄りかかるときにも使われます。主の晩餐のイメージを三位一体の神にも持ち得るでしょう。この水平の交わりは族長たちの交わりや 12 部族社会にも当てはまります。そして、イエスが起こした神の国運動にも共通します。平等な食卓の交わりをイエスが実現したからです。また、それを継承したキリスト教の教会にも共通します。「互いに愛し合いなさい」という愛の戒め、食卓の際に足を洗い合う・給仕し合う実践に基づく交わり作りです。

人権保障のために統治機構があるということと、各人が神の子であることを確認するために教会の交わりがあるということとは重なります。地方自治は民主主義の小学校と呼ばれますが、教会における自治・交わり作りは熟議の民主主義の幼稚園です。特にこの言い方はバプテスト教会によりよく当てはまると思います。個々人は自由に集まりゆるやかに教会という任意団体を形成しています。そして連盟というゆるやかな加盟団体に加盟し平等の資格を持ちます。

権力が分散していない教会、宗教団体は内部において人権侵害を引き起こしやすいことに注意が必要です。



#### (4) あらゆる暴力を棄て、もはや戦いのことを学ばない

平和を実現する者は幸いと言われます。それはすべての暴力を棄てて生きる生き方に価値があることを毎日確認することなのだと思います。非暴力抵抗運動の源泉にはイエスの行いがあることは歴史の事実です。「宮きよめ」を例外として、イエス・キリストは非暴力を貫いて右の頬を打たれたら左の頬を差し出す生き方を実行しました。平和を実現することは剣を鋤に槍を鎌に打ち直すことです。剣を取る者は剣によって滅びるからです。

仮に丸腰の国となった時に侵略されたらどうでしょうか。即座に無条件降伏をするべきです。そうすれば人的被害は最小限で済みます。支配者がもし暴力的でなく民主的な選挙を実施する立憲民主主義国家であったらどうでしょうか。自民党の支配よりましだと判断すべきでしょう。逆にもし暴力的な支配者だったらどうでしょうか。非暴力抵抗運動によって民主的な自治政府を樹立する、しかも国際的な連帯の中でそれを行うべきです。暴力的な支配を受けることは沖縄を始め他のアジア諸国との連帯感を深めることとなります。経済／軍事大国になる必要はありません。絶対的平和主義・非暴力運動によって道義的の大国になることが日本の進むべき道です（内村鑑三）。

平和主義の関連でもう一つ重要な聖句があります。ミカ書の4章には有名な「剣を鋤に」（1－3節）の直後に興味深い言葉があります。4節には平和的生存権が記され、5節には信教の自由が保障されています。他の思想信条を持っていても構わないという驚くべき主張がなされています。「唯一神教／旧約聖書の神は好戦的」という言葉は誤解に基づく神話です。ミカは平和のことを反戦争と人権保障と二つのことがらとして捉えています。これが聖書の示す平和（シャローム）の実現です。

だから二つのことを同時にしなくてははいけません。一つは反戦争です。もう一つは多様性を認める社会の構築です。前者は「もはや戦争のことを学ばない」ということであり、後者は「平和のことを積極的に学ぶ」ということです。悲惨な戦争を最大の人権侵害・絶対悪として斥ける祈りと行動が必要です。それと同時に平和な社会を少なくとも教会で実現し同時にこの社会でも実現するように祈り行動することです。

日本の平和教育の弱点は戦争の悲惨さを学ぶことに偏っていることです。被害者意識ばかりを育てていないかという問題や、実に暗い未来ばかりを提示し若者から希望を奪っていないか、あるいは、戦争を美化する勢力に対する反論が紋切り型になっていないかが問題でしょう。話し合いに価値があること、異なる人がいる／異見があることに価値があること、合意形成の仕方や紛争解決の仕方、論理的なものの考え方に価値があること、意見を言うことや意見を聞くことの訓練、逆から見ることの訓練、「こんなに違ってもひとつの団体／組織／社会であることはすばらしい」という実感が必要でしょう。

イエスの周りに座って御心を行う人はイエスの母・兄弟・姉妹です。ここには色々な人がいました。徴税人・娼婦・子ども・ファリサイ派・律法学者・熱心党员・サンヘドリン議員・サマリア人・ガリラヤ人・領主ヘロデの家臣などなど多種多様な人々がいました。

しかしみなイエスを中心にくつろぎ座っています。イエスの声を聞いています。そして神の意思を行なっていました。神の意思とは律法に表されており、イエスの解釈によれば神を愛することと隣人となることがその中心でした。これが他の法律の上にある自由の基礎法・憲法です。この集団は非暴力の群れでした。何事も話し合いによって決められたからです。シャローム、神の国があの時実現していました。

教会はイエスの霊がかたちづくった神の国運動の継承です。教会においてはユダヤ人もギリシャ人もなく、奴隷も自由人もなく、男も女もありません。バプテスマは多様性の一致を象徴します。この多様性における一致が平和の中身です。

#### 4. わたしたちにできること

##### (1) 祈ること＝希望を持ち続けること

キリスト者は希望を持っている民です。絶望せず明るく地道にしぶとく平和を求め続けましょう。それが祈りの力です。そして自分の祈ったことを少しでも行えとなお良いでしょう。わたしにできる反改憲運動は何か、祈りの中で答えがたくさん与えられます。

##### (2) 権力を監視すること

たとえば憲法審査会を監視することです。これは首都圏に住む者たちの大きな責任です。ただし東京に居なくてもウェブサイトで議事録や抄録は入手できます。中部地方連合を選挙区としている国会議員も、50名（衆院）・45名（参院）の衆参憲法審査会委員になっていることでしょうか。どの議員がどんな発言をしているのか、ときどき憤りを覚えたらはがきやFAXやメールで意見を伝えましょう。選挙区民の声は大きな力を持っています。

##### (3) 尊重文化をつくること

誰かを貶めることは人権侵害です。ただし全員を好きにならなくて良いのです。どんなに嫌いでもしてはいけないことがあるとわきまえて距離を保つだけで良いのです。それも愛の一形態です。言えば「敵を愛する」ということは最低限の人権を保障することと言い換えられるでしょう。あるいは、「自分の嫌いな隣人のためにもキリストが十字架で殺害された」ということを認めることに言い換えられるでしょう。イエスを中心に座るときに、すべての人と当距離になります。円の原点にイエスが居り、一旦中心の原点を経るなら円の線上のすべての人と等距離になるからです。人権という技術を日常的に身につけましょう。教会で尊重文化をつくり、この世に発信するなら、必ず人は教会を訪れるでしょう。

##### (4) 暴力を棄てること

暴力には三種類あります。①形を伴う暴力（狭義の暴力）、②言葉による暴力（誹謗中傷・名誉毀損・差別発言・ヘイトスピーチ）、③態度による暴力（モラル・ハラスメント）です。③のみ少し説明します。たとえば言葉を用いなくても態度によって相手に打撃を与えるこ

とができます。無視もそうです。また、上下関係があれば、腕組みや睨みつけることやあくびでさえ暴力になりえます。9条をすべての暴力の放棄にまで拡大解釈すると人権が保障されます。穏やかで毅然とした個人にお互いになっていきましょう。教会の話し合いで大声で怒鳴ったり、牧会と称して恫喝したりするのは単なる暴力の行使です。

#### (5) 草の根の憲法学習会、話し合いの場を生むこと

8月25日の午後、泉教会を会場に「草の根憲法フェス」という企画をします。なるべく若い人の参加を呼びかけています。そこでは憲法への熱い思いや、憲法って何という基礎的な学びや、18歳以上の国民投票が行われるということなどを話し合う予定です。鍵は若い人が握っています。実はその問題意識を東京地方連合社会委員会は2007年の改憲手続法成立以来持っていて、〇×クイズで憲法の基礎について毎年草の根ワークショップをしています。子どもでも参加できる学びが好評です。それを冊子にしたものを持ってきています(2011年発行)。2012年には憲法改悪についてのQ&A形式の小冊子を作り、今年度は沖縄についてのQ&A作成中です。

さらに言えば、高齢化した老舗の反改憲運動と脱原発・反貧困などのデモのつながが必要で、わたしたちの世代の課題だと思います。

#### (6) 少しだけ政治参与の時間を生活の中から確保すること

日本の生活は忙しすぎます。これも政治に無関心な人を増やす政策的なものだと思います。少しだけ政治のために時間を生活から取り分ける努力が必要です。できれば家族中で楽しむことが家族サービスも同時にできる道です。

コスタリカでは子どもにも投票権があるそうです。選挙の際に色の違う投票用紙を用いて実際に家族中で投票所に行くのだそうです。そして子ども票は別に数えられるのだそうです。選挙権はないので参考意見として公表されます。これは政治家を鍛えるようです。今は当選していても、子ども票によれば落選となれば次の選挙までに巻き返さなくてはいけなくなるからです。それは立法行為によって評価されることでしょう。教会の執事選挙にもこんなユーモアがあったら楽しいと思います。

泉教会が世田谷区長のツイッターフォロワー会の会場になり、教育政策について話し合う場となりました(7/14)。教会が会場を貸すことにより市民の政治参加を促すという方法もあるでしょう。

#### (7) 政治的意思表明をすること

デモや声明によって意思表示をする主権者が必要とされています。それが憲法を道具として用いることとなります。わたしたちは微力です。しかし無力ではありません。相手方は大きな権力を持っています。権力の前でも、穏やかに毅然として「アーメン、わたしは言う」と言えるようにしてくださる聖霊の働きを信じましょう。